

県工事検査執行要領の一部を改正する新旧対照表

新	旧
<p>(特命検査員の検査範囲等)</p> <p>第7条</p> <p>中 略</p> <p>2 規程第5条第2項に規定する特命検査員の検査は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 知事が工事執行者の場合における請負代金額1件4千万円未満の工事の検査。</p> <p><u>(2) 知事が工事執行者の場合における請負代金額1件4千万円以上の工事の出来高検査（建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。）。</u></p> <p><u>(3) 知事が工事執行者の場合における請負代金額1件4千万円以上の工事に係る5百万円未満の部分完成検査（建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。）。</u></p> <p><u>(4) 出納局長が必要と認める検査。</u></p> <p>3 前各号の検査の検査員は、請負代金額1件5百万円以上の工事の検査については原則として主務課長が任命する技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。）とする。ただし、技術主査にある職員にあっては、電気若しくは機械を担当する職員又は再任用職員に限る。</p> <p>4 第2項第4号に掲げる検査を行った場合は、検査復命書及び工事成績調書の写しを検査課長に提出するものとする。</p> <p>5 第1項又は第2項において、特命検査員を任命することが困難な場合は検査課長と協議するものとする。</p>	<p>(特命検査員の検査範囲等)</p> <p>第7条</p> <p>中 略</p> <p>2 規程第5条第2項に規定する特命検査員の検査は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 知事が工事執行者の場合における請負代金額1件4千万円未満の工事の検査及び請負代金額1件4千万円以上の出来高検査及び5百万円未満の部分完成検査（建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。）。</p> <p><u>(2) 出納局長が必要と認める検査。</u></p> <p><u>(3) 前各号の検査の検査員は、請負代金額1件5百万円以上の工事の検査については原則として主務課長が任命する技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。）とする。ただし、技術主査にある職員にあっては、電気若しくは機械を担当する職員又は再任用職員に限る。</u></p> <p>3 前項第2号に掲げる検査を行った場合は、検査復命書及び工事成績調書の写しを検査課長に提出するものとする。</p> <p>4 第1項又は第2項において、特命検査員を任命することが困難な場合は検査課長と協議するものとする。</p>